

令和4年第2回
宮崎県東児湯消防組合議会定例会
会議録

宮崎県東児湯消防組合消防本部

目 次

会期及び審議日程	1
告示・応招議員・不応招議員	2
会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・説明員・総務課職員	3
開会	3
議席の指定について	4
会議録署名議員の指名について	4
会期の決定について	4
議会副議長の選挙について(選挙第1号)	4
議会常任委員会委員の選任について(選挙第2号)	5
議案上程・提案理由説明(認定第1号)	6
監査報告(認定第1号)	7・8
質疑・討論・採決(認定第1号)	8
議案上程・提案理由説明(議案第8号～議案第11号)	8・9
詳細説明	10～15
質疑・討論・採決(議案第8号～議案第11号)	15～17
閉会	17

会期及び審議日程

日次	月日	曜日	摘要
第1日	12月27日	火曜日	開会 議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 議会副議長の選挙 議会常任委員会委員の選任 議案上程（認定第1号） 提案理由説明 監査報告 質疑・討論・採決 議案上程（議案第8号～議案第11号） 提案理由説明 詳細説明 質疑・討論・採決 閉会

宮崎県東児湯消防組合告示第3号

令和4年第2回宮崎県東児湯消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年12月16日

宮崎県東児湯消防組合

管理者 小嶋 崇嗣

1 期 日 令和4年12月27日(火) 午前10時00分

2 場 所 宮崎県東児湯消防組合消防本部

○応招議員(10名)

1番 永友 良和	2番 田中 義基
3番 永友 繁喜	5番 揖斐 兼久
6番 中武 良雄	7番 桑原 勝広
8番 中村 昭人	10番 川上 昇
11番 稲山 勝一	12番 黒木 政次

○不応招議員(なし)

○会議に付した事件

令和4年12月27日 午前10時00分 開会

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 選挙第1号 議会副議長の選挙について
- 日程第5 選挙第2号 議会常任委員会委員の選任について
- 日程第6 認定第1号 令和3年度宮崎県東児湯消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第8号 宮崎県東児湯消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第9号 宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第10号 宮崎県東児湯消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第11号 令和4年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算(第2号)

○出席議員（10名）

1番 永友 良和	2番 田中 義基
3番 永友 繁喜	5番 揖斐 兼久
6番 中武 良雄	7番 桑原 勝広
8番 中村 昭人	10番 川上 昇
11番 稲山 勝一	12番 黒木 政次

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者 …………… 小嶋 崇嗣	副管理者 …………… 出口 敏彦
副管理者 …………… 黒木 敏之	副管理者 …………… 半渡 英俊
副管理者 …………… 日高 昭彦	副管理者 …………… 河野 正和
消防長 …………… 野口 昌秀	消防次長 …………… 河野 辰己
総務課長 …………… 瀬川 幸一郎	消防署長 …………… 福屋 光之郎
予防課長 …………… 清水 剛	警防通信課長 …… 松尾 拓哉

○総務課出席職員職氏名

総務課主幹 …………… 田牧 利文
総務課庶務主任 …………… 村井 祐斗

開会 午前10時00分

議長 稲山 勝一

ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回宮崎県東児湯消防組合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

議長 稲山 勝一

議事日程について、おはかりいたします。

本件につきましては、別紙がお手元に配布してあります。

この順序によって審議することに、ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

議長 稲山 勝一

異議なしと認めます。

よって議事日程は、そのように決定いたしました。

議長 稲山 勝一

日程第1 議席の指定を行います。

本件は、会議規則第4条第2項の規定において、議長が議席を指定することになっておりますので、このたび、新たに組合議会議員とされました、永友良和 議員の議席は、ご着席の1番に、田中義基 議員の議席は、ご着席の2番に指定いたします。

議長 稲山 勝一

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第112条の規定により、議長において3番 永友繁喜 議員及び10番 川上昇 議員を指名いたします。

議長 稲山 勝一

日程第3 会期の決定についてを議題といたします。おはかりします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

議長 稲山 勝一

異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 稲山 勝一

日程第4 選挙第1号「議会副議長の選挙について」を議題といたします。

本件につきましては、現在組合議会副議長が空席になっていることに伴い、選挙を行うものであります。

議長 稲山 勝一

おはかりします。選挙の方法につきましては、投票・指名推薦の方法がありますが、今回は、議長による指名推薦で行いたいと思いますが、これについてご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

議長 稲山 勝一

異議なしと認めます。

それでは、議長において、副議長に 永友良和 議員を指名いたします。

おはかりします。永友良和 議員を副議長選挙の当選人とすることにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

議長 稲山 勝一

異議なしと認めます。

よって、永友良和 議員を副議長選挙の当選人といたします。

本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました 永友良和 議員に就任のご挨拶をお願いします。

1番 永友 良和

副議長を仰せつかりました永友でございます。

短い期間になると思いますが、一生懸命頑張りますので、よろしくお願い致します。

議長 稲山 勝一

ここで、議事整理のため、暫時休憩いたします。

〈事務局議事整理〉

議長 稲山 勝一

会議を再開いたします。

日程第5 選挙第2号「議会常任委員会委員の選任について」を議題といたします。

本件につきましては、このたび当組合議員に就任されました、永友良和 議員及び、田中義基 議員の所属常任委員会について、選任するものでありますが、当組合議会常任委員会委員は令和3年6月30日の第1回当組合議会臨時会におきまして改選が行われ、現在の常任委員が構成されておりますので、任期につきましては、議会委員会条例第2条の2第2項の規定により、前任者の残任期間となっております。

つきましては議会委員会条例第4条第1項の規定により、議長が議会にはかって指名することになっておりますので、おはかりします。

永友良和 議員を総務常任委員会委員に、田中義基 議員を建設常任委員会委員に、指名することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

議長 稲山 勝一

異議なしと認めます。

よって 永友良和 議員を、総務常任委員会委員に、田中義基 議員を、建設常任委員会委員に指名いたします。

議長 稲山 勝一

ここで、議事整理のため、暫時休憩いたします。

〈事務局議事整理〉

議長 稲山 勝一

会議を再開いたします。

日程第6 認定第1号「令和3年度宮崎県東児湯消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

議長 稲山 勝一

管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者 小嶋 崇嗣

議長 管理者

議長 稲山 勝一

管理者

管理者 小嶋 崇嗣

本日は、令和4年第2回宮崎県東児湯消防組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中、ご出席をいただきご審議賜りますことを、厚くお礼申し上げます。

それでは、認定第1号「令和3年度宮崎県東児湯消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」提案理由をご説明申し上げます。

歳入につきましては、総額10億6,423万0,785円、歳出につきましては、総額10億5,204万0,213円となっており、歳入歳出差引残額は、1,219万0,572円でございます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定を求めらるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長 稲山 勝一

以上で説明が終わりました。

ここで、認定第1号について、監査委員の監査報告を求めます。

監査委員 古吉 信生

議長 監査委員

議長 稲山 勝一

古吉 信生 監査委員

監査委員 古吉 信生

令和3年度宮崎県東児湯消防組合一般会計歳入歳出決算監査について、議員の中武 監査委員と古吉信生の2名で実施いたしました。審査日は令和4年9月22日の1日でございます。

審査の結果及び意見、令和3年度宮崎県東児湯消防組合一般会計歳入歳出決算は、関係諸帳簿をはじめ、その他の証拠書類などと照合審査を実施した結果、決算は計数的に正確であり、内容も正当なものである。また、予算の執行、財務会計事務及び財産の管理など、財務に関する事務の執行は、適正に処理されていると認めます。

財産の管理について、令和3年度、本署（高鍋町）の高規格救急自動車1台の更新を行っている。その他には、公有財産の新規取得及び売却等はない。

公有財産及び基金については、財産台帳や預金証書などと照合の結果、計数と合致しておりいずれも適正であることを認めた。

公有財産の土地については、19,640.31㎡、建物については、5,606.91㎡となっている。また、財政調整基金については、今年度20,885,000円増の決算年度末現在高は101,541,062円となっている。

地方においては、人口減少対策・地方創生をはじめ、防災・減災対策や社会保障関係費の増加、また、デジタル改革、脱炭素社会に向けた取り組みなどの行政需要への対応が求められるなか、長期化する感染症対策にも迫られ、厳しい状況にあるといえる。

当消防組合においては、消防の任務遂行に万全を期すための消防防災体制を維持することを責務としながら、歳入予算の大半は構成町の負担金で賄われ運営されていることから、中長期の展望のもと計画的かつ適正な定員管理及び施設等の整備に努めるとともに、物件費、その他の経費等の節減に引き続き創意工夫を望むところである。

さて、昨年の災害をみると、7月に発生した静岡県熱海市での大規模な土石流災害及び8月の大雨による土砂崩れ等並びに12月に大阪市で発生したビル火災などにより、多くの方々が犠牲になりました。

また、新型コロナウイルス感染症の終息が未だ見えず、不安や困難な状況が続くなか、消防行政は国民の安心安全の担い手として大きな役割を果たしており、取り巻く社会情勢の変化を的確に把握し、確実な業務執行と消防防災体制の更なる強化が求められている。

常備消防の本来の役割に加え、今後発生が懸念されている南海トラフ地震をはじめとする大規模・特殊災害に備え、高度な技術や知識を習得する機会が得られるよう積極的に推進するとともに、習得した技術や知識を災害現場で発揮できるよう訓練を重ね、東児湯地区住民の安全と安心への期待に応えるとともに、信頼される組織づくりになお一層努力されることを要望する。

議長 稲山 勝一

以上で監査委員の監査報告が終わりました。これより質疑を行います。認定第1号について質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長 稲山 勝一

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 稲山 勝一

これより認定第1号について、討論・採決を行います。認定第1号について、本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長 稲山 勝一

討論がありませんので、採決いたします。

認定第1号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長 稲山 勝一

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり認定されました。

議長 稲山 勝一

日程第7 議案第8号「宮崎県東児湯消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

日程第8 議案第9号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

日程第9 議案第10号「宮崎県東児湯消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

日程第10 議案第11号「令和4年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算(第2号)」についての4議案を一括して議題といたします。

議長 稲山 勝一

管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者 小嶋 崇嗣

議長 管理者

議長 稲山 勝一

管理者

管理者 小嶋 崇嗣

それでは、議案第8号から議案第11号の4議案につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第8号は「宮崎県東児湯消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

本案は国の人事院勧告及び構成町の内容を踏まえ、給料表については、若年層に重点を置いて引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を引き上げる内容として、条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第9号は「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

本案についても、国の特別職職員の特別給の改定及び構成町の内容を踏まえ、期末手当の支給月数を引き上げる内容として、条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第10号は「宮崎県東児湯消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の取得要件の緩和を図り、育児休業等を取得しやすい環境を整えるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

最後に、議案第11号は、「令和4年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第2号）」であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,157万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,628万5千円とするものであります。

補正の主なものをご説明いたしますと、歳入につきましては、「分担金及び負担金」、「国庫支出金」、「県支出金」、「繰入金」、「諸収入」、「組合債」を減額し、「繰越金」を増額しようとするものであります。

また、歳出につきましては、給与改定に伴います人件費、その他、予算の執行上、年度途中に生じた、過不足が見込まれるものを調整するものであります。

詳細につきましては、消防長に説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長 稲山 勝一

以上で説明が終わりました。

続いて、消防長の詳細説明を求めます。

消防長 野口昌秀

議長 消防長

議長 稲山 勝一

消防長

消防長 野口昌秀

それでは、議案第8号から議案第11号につきまして、ご説明させていただきます。

まず、議案第8号「宮崎県東児湯消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」につきまして、ご説明いたします。

今回の改正は、人事院勧告に基づき国家公務員及び組合構成町で給与条例の一部が改正されましたが、当消防組合もそれに準じて、その改正をしようとするものであります。

それでは、議案書とは別にお配りしております、改正条例の新旧対象表で、その主な改正内容をご説明いたします。

始めに、新旧対照表の第1条関係につきましてご説明いたします。

この表は左側が改正後、右側が改正前でありまして、条文の改正箇所はアンダーラインで示しております。

新旧対照表につきましては、他の議案につきましても、同様でありますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず、新旧対照表の第21条第2項であります。再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を、第1号のアンダーラインで示したとおり、100分の95から100分の105へと0.10カ月分引き上げようとするものであります。

また、再任用職員は、第2号のアンダーラインで示したとおり100分の45から100分の50へと0.05カ月分引き上げようとするものであります。

これは、民間との年間の支給割合に見合うよう引き上げるものであります。

次の2頁から4頁までは、別表第1の給料表の改正でありまして、新旧対照表の右側の表から左側の表に改めようとするものであります。民間給与との格差を埋めるため、給料表の水準を平均で0.3パーセント引き上げるもので、若年層を重点に改正が行われており、初任給を4,000円引き上げると共に30歳代半ばまでの職員についても平均1パーセントの引き上げとなっております。

第1条関係の改正規定につきましては、議案書の5頁に記載してあります附則第2項の規定に基づき、改正後の給与条例第21条第2項第1号及び第2号の規定は、令和4年12月1日から適用するものとし、別表第1の規定は、令和4年4月1日に遡って適用することとしております。

また、附則第3項の規定に基づき、第1条の規定による改正前に支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすこととしております。

次に、第2条関係につきましてご説明いたします。

只今第1条関係で一旦改正を致しました、第21条第2項に規定してあります勤勉手当の支給割合を再度改正するもので、年間の支給割合の均衡を図るものであります。

再任用職員以外の職員は、新旧対照表の5頁の、第2項第1号のアンダーラインで示したとおり、100分の105から100分の100へ0.05カ月分引き下げ、再任用職員についても、100分の50から100分の47.5へと0.025カ月分引き下げ、来年度から6月、12月期を均等にしようとするものであります。

第2条関係の改正規定につきましては、議案書の附則第1項ただし書きの規定に基づき、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、第3条関係について、6頁の新旧対照表でご説明申し上げます。

附則に見出しを付すと伴に、給料表改定の効力発生時期を加えるものです。

以上で、議案第8号「宮崎県東児湯消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の詳細説明を終わらせていただきます。

次に、議案第9号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」につきまして、ご説明いたします。

今回の改正は、議案第8号と同様に、改正をしようとするものであります。

それでは、議案書とは別にお配りしております、改正条例の新旧対象表で、その主な改正内容をご説明いたします。

始めに、第1条関係につきましてご説明いたします。

まず、第3条第1項でありまして、管理者等の期末手当の支給割合を、アンダーラインで示したとおり、100分の162.5から100分の167.5へと0.05カ月分引き上げようとするものであります。

第1条関係の改正規定につきましては、附則第2項の規定に基づき、令和4年12月1日から適用するものであります。

また、附則第3項の規定に基づき、改正前に支給された期末手当は、改正後の管理者等給与条例の規定による期末手当の内払いとみなすこととしております。

次に、第2条関係につきましてご説明いたします。

只今第1条関係で一旦改正を致しました、第3条第1項に規定してあります期末手当の支給割合を再度改正するものでありまして、管理者等の期末手当の支給割合を、アンダーラインで示したとおり、100分の167.5を、100分の165とし、来年度から6月、12月期

を均等にしようとするものであります。

なお、以上の第2条関係の改正規定につきましては、附則第1項ただし書きの規定に基づき、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第9号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の詳細説明を終わらせていただきます。

次に、議案第10号「宮崎県東児湯消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。すでに、組合構成町で改正されており、当消防組合もそれに準じて、行なおうとするものであります。

議案書とは別にお配りしております、改正条例の新旧対象表で、その主な改正内容をご説明いたします。

本条例の主な改正といたしましては、2点ございまして、1点目は、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和と、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備等を行う必要があるため改正するものでございます。第2条及び第19条の、非常勤職員の育児休業等の取得要件のうち、引き続き在籍した期間が1年以上である者とする要件を廃止するものであります。

2点目といたしましては、職員から妊娠又は出産等の申出があった場合の措置と、職員が育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための措置を、任命権者に対して義務付けるもので、第23条は、職員から妊娠または出産等について申出があった場合は、当該職員に対する制度の周知及び面談等の必要な措置を講ずる規定を加えるものであります。第24条は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう、相談体制の整備及び勤務環境の整備等の必要な措置を講ずる規定を加えるものであります。第25条は、この条例のほか、職員の育児休業等に関し必要な事項は規則で定めるよう規定を加えるものであります。

続きまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとしております。

その他、字句等の改正、規定順の変更等、所要の改正を行っております。

以上で、議案第10号「宮崎県東児湯消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、説明を終わらせていただきます。

次に、議案第11号「令和4年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明いたします。

予算書とは別に横長のA3用紙で「令和4年度補正予算(第2号) 編成資料」をお手元に配布しておりますので、これでご説明させていただきます。併せてA4用紙縦長の令和4年度補正予算(第2号)歳入歳出説明資料もご覧ください。

補正予算書の後に添付しておりますので、お開き下さい。

この資料は、左側の表が「歳入」、右側の表が「歳出」となっております。

まず、最初に左側の「歳入」についてであります。表の構成は、一番左側の列が歳入科目の「区分」、次に「補正前の額」、その右側が「補正額」、その次が「計」、次が「備考」となっております。

なお、最後に「補正予算書の頁数」を記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、まず、表の一番下の「歳入合計」の欄であります。補正前の額10億8,786万1千円から2,157万6千円減額いたしまして、予算総額を10億6,628万5千円とするものであります。

次にその内訳を変更となるものについて、ご説明いたします。

まず、「1の分担金及び負担金」であります。これは、構成各町からの負担金であります。普通交付税の消防費に係る基準財政需用額が確定したことにより、町別内訳欄のとおりとなっております。

なお、高速道路の救急業務に関する特別交付税の額は、1町あたり9万円減の合計45万円減額しようとするものであります。

次に、「3の国庫支出金」であります。国庫補助金の高機能消防指令システム更新事業についてですが、県消防保安課及び総務省消防庁の担当者と交付要件など確認を行いながら、申請手続きを慎重に進めてきておりました。申請後、消防庁長官から、「令和4年度消防防災施設整備事業費補助金交付決定通知書」が交付され、県からも補助金交付要綱の事項に十分留意しながら早期の事業執行に努めるようにと文書が届き、予定通りと思っていたところであります。

しかし、その後、県消防保安課を通じて、国から、本、補助事業の交付申請の取り下げ依頼がありました。総務省消防庁からの取り下げ理由は、申請内容及び交付決定内容が、消防防災施設整備事業費補助金交付要綱における補助の目的と相違があったため、やむを得ず取り下げ申請を行ったところであり、このことにより、国庫支出金679万円を減額しようとするものであります。

次に、「4の県支出金」であります。これは、救急隊が救急現場で装着する感染防止衣、低濃度オゾンガス生成装置及び災害現場等で活動するために必要な消防用ホース、軽量ボンベ等の事業費が確定したことにより8万7千円を減額しようとするものであります。

次に、「7の繰入金」であります。財政調整基金からの繰入金でありまして、246万1千円減額しようとするものであります。

次に、「8の繰越金」であります。令和3年度からの繰越金が確定したため1,199万

7千円増額しようとするものであります。

次に、「9の諸収入」であります。西日本高速道路株式会社からの令和4年度高速自動車国道における救急業務における支弁金が確定したこと、台風被害による修繕の保険金により、88万減額しようとするものであります。

次に、「10の組合債」であります。予定していました、高機能消防指令システム更新事業が国庫補助金不採択に伴い未執行となりましたが、消防本部庁舎防水補修及び、高規格救急自動車の事業が完了し、組合債の金額が確定したため、2,290万5千円減額しようとするものであります。

以上で「歳入」についてのご説明を終わらせていただきます。

続きまして、右側の表の歳出について、ご説明いたします。表の構成は、先ほどの「歳入」の表とほぼ同様であります。

それでは、まず表の一番下の「歳出合計」の欄であります。先ほど「歳入」の表でご説明いたしましたように、「補正前の額」10億8,786万1千円から2,157万6千円減額いたしまして、予算総額を10億6,628万5千円にしようとするものであります。

次に、その内訳を変更となるものについてご説明いたします。

まず、「2の総務費」であります。「1の総務管理費」の「①の一般管理費」の「4の共済費」を11万円増額しようとするものであります。これは、労働保険の率、社会保険料の率の改正に伴い増額しようとするものであります。

次に、「3の消防費」であります。「①の常備消防費」の「2の給料」を180万円、「3の職員手当等」を170万円、それぞれ増額いたしておりますが、その主な理由は、今回、宮崎県東児湯消防組一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとする事等に伴い補正しようとするものであります。

また、特殊勤務手当、時間外手当につきましては、新型コロナウイルス感染者搬送件数及び防疫作業手当業務が増加したことより、増額しようとするものであります。

なお、職員手当等の詳細につきましては、「内訳欄」をご参照いただきたいと思います。

次に、「10の需用費」であります。これは、コロナ拡大による救急出動件数の増加、コロナ感染症対策、燃料の単価の高騰により、170万円増額しようとするものであります。

次に、「15の原材料費」であります。これは、台風により被害を受けた訓練施設の修復の材料費として、20万円増額しようとするものであります。

次に、「②の消防施設費」の「10の需用費」であります。予定していました、高機能消防指令システム更新事業が国庫補助金不採択に伴う未執行分、消防本部庁舎防水補修営繕事業費等の金額が確定したため、1,822万8千円減額しようとするものであります。

次に、「18の備品購入費」であります。高規格救急自動車購入事業費が確定したことにより、886万8千円減額しようとするものであります。

それでは、最後に予算書の4頁をお開きください。

第2表の「地方債の補正」でございますが、これは、今年度予定しておりました高機能消防指令システム更新事業が、国庫補助金不採択となったため、補正をしようとするものであります。

また、職員の給与につきましては、予算書の末尾に添付いたしております「給与費明細書」に詳しく記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、議案第8号から議案第11号の詳細説明を終わらせていただきます。

議長 稲山 勝一

以上で説明が終わりました。

これより議案第8号から議案第11号について質疑を行います。

まず、議案第8号「宮崎県東児湯消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありますか。

〈質疑なしの声〉

議長 稲山 勝一

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 稲山 勝一

次に、議案第9号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありますか。

〈質疑なしの声〉

議長 稲山 勝一

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 稲山 勝一

次に、議案第10号「宮崎県東児湯消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありますか。

〈質疑なしの声〉

議長 稲山 勝一

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 稲山 勝一

次に、議案第11号「令和4年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第2号）」について質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長 稲山 勝一

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 稲山 勝一

これより議案第8号から議案第11号について、討論・採決を行います。討論・採決は、議案ごとに行います。

まず、議案第8号「宮崎県東児湯消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長 稲山 勝一

討論がありませんので、採決いたします。

議案第8号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長 稲山 勝一

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 稲山 勝一

次に、議案第9号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長 稲山 勝一

討論がありませんので、採決いたします。

議案第9号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長 稲山 勝一

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 稲山 勝一

次に、議案第10号「宮崎県東児湯消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長 稲山 勝一

討論がありませんので、採決いたします。

議案第10号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長 稲山 勝一

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 稲山 勝一

次に、議案第11号「令和4年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第2号）」について、本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長 稲山 勝一

討論がありませんので、採決いたします。

議案第11号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長 稲山 勝一

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 稲山 勝一

以上を持ちまして、本日の全日程が終了しました。

これをもって、本日の第2回定例会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会
